



かがや 消費生活 センターだより

〈平成 28 年 6 月発行〉

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL: 047-445-1246

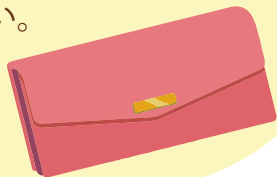
※予約優先

気をつけて！『インターネット通販』

インターネットを利用して商品を購入する『インターネット通販』の利用が毎年増加しています。手軽で便利ですが、“商品が届かない”“注文と違う商品が届いた”“連絡がとれない”などのトラブルが寄せられています。

有名ブランドの財布が、通常より安い価格で購入できるサイトを見つけた。代金を個人名の指定口座に前払いしたが、配達予定日を過ぎても商品が届かない。

メールを送ったが返事はなく、電話番号もわからない。



希少価値のあるスニーカーを購入できるサイトを見つけ、支払方法を代金引換とした。

事業者から代金引換ができないので、指定口座に前払いするように指示された。振り込み後、注文品とは別の商品が届き、その後事業者と連絡がとれない。



《アドバイス》

- 事業者の住所や電話番号が不明で連絡方法がメールに限られている場合、メールによる連絡が絶たれると事業者と連絡が取れなくなります。そのため返金交渉ができず、被害救済が困難となります。
- 前払いによるトラブルのほとんどは、**振込先が屋号を含まない個人名の口座**です。通常、ほとんどのショッピングサイトでは、支払方法を選択できます。振込先が屋号を含まない個人名の口座の場合は、前払いでの購入はやめましょう。



このようなトラブルを
防ぐためには... (裏面へ)



《トラブルを防ぐためのポイント》

1. 通信販売には「特定商取引法」の広告表示規制があります。事前に確認しましょう。

・販売価格

表示されている価格が極端に安くありませんか。

・代金の支払い方法と時期

支払方法に「コンビニ支払い」や「クレジットカード決済」など複数の選択肢がありますか。銀行振込の場合、個人名の口座ではなく会社や店の名義になっていますか。

・商品の引き渡し時期・返品の有無・条件 送料負担など

不自然な日本語表記はありませんか。

・事業者の名称、住所、連絡先など

事業者の連絡先に住所や電話番号はありますか。

2. 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

返品特約をサイト上にわかりやすく記載することになっており、その条件に従うことになります。返品に関する記載がない場合は、商品到着後8日間は送料自己負担で返品ができます。

3. クレジットカード払いの際にはセキュリティなどに注意しましょう。

・カード番号や暗証番号を入力する画面では、通信内容を暗号化するセキュリティシステム(SSL)を採用していることを確認しましょう。(URLがhttpで始まり、パソコン画面右下に鍵のアイコンが表示されます)

・クレジットカードで決済後、商品が届かなかったり、利用明細に覚えのない請求があった場合は、すぐにカード会社に連絡しましょう。

4. 注文した内容の確認画面や事業者からのメールなどは必ず保存しましょう。

5. 商品が届いたらすぐに中身を確認しましょう。



何かお困りの時は、お気軽に

鎌ヶ谷市消費生活センターまでご相談ください。

TEL : 047-445-1246

平成28年4月1日より、直通になりました！！

《相談受付時間》 月曜日～金曜日 10:00～12:00 / 13:00～16:00

※土日祝日・年末年始・閉庁日は除く

予約なしの当日のご相談も受けますが、予約優先のため、すぐにご相談できない場合があります。

月・火・木…相談員1名 / 水・金…相談員2名で対応しています。